

別記

指令第三十八號

十月七日(金)

東京支隊 議首勝部

一 全線ヲ束リ烟シテ罷業ノ諒解ヲ求メヨ

謝停委員ノ委員会ノ決議ニ依ツテ再ストハ既定ノ如ク七日始車ヨリ裏切り者

ヲ除キ全線一帯ニ完全ナルセホストカ決リサレタ今度ヨソ吾々ハ礼ヲ堵シテ

モ勝ヲ不ハナラヌ タカ今度ノ再ストハ罐詰籠城ヲハ絶対ニ勝テ得ナイ

首勝部ハ逐次以テ勅令ヲ發スルカ罷業第一日ニ当リ全支隊團員カ全線ヲ束リ

烟シテ罷業ノ諒解運動ヲナスヘキコトヲ指令スル

一 諒解運動ハ電車ニ於テハ一隊三十名トシ自動車八十名トシテ締成シ全支隊

團員ヲ總動員スル事

電車非常務部ハ電車ニ自動車ハ自動車ニ要スル事

一 隊毎ニ必ス責任者ヲ付ケ其ノ人ニ依リ以テ勤スル事

一 諒解運動隊ハ乗客ニ対シテハ迷惑ヲカケサルハ勿論也未シテ親切丁寧ニ

供老人等ノ面倒ヲ見ルト共ニ今度ノ罷業ニ至ツテ理由ヲ出来得ルニ説明シ